

3/14 8:30

論説

2017・3・14

撤収判断自体は妥当だが、現地の治安悪化を考えれば、なぜもっと早く決断できなかつたのか。政府は自衛隊の施設整備に一定の区切りがついたことを理由としているが、詭弁にしか聞こえない。

治安悪化を語らぬ詭弁 南スーダン撤収

政府が十日、アフリカ南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣している陸上自衛隊の部隊を五月末なのに撤収させる」と決めた。派遣から五年以上が経過し、道路補修や避難民向けの設備整備など」「一定の区切りををつけられる」と判断した（安倍晋三首相）と説明）。治安の悪化が理由ではないと否定している。

現地では、昨年七月に自衛隊が派遣されている首都ジョバで政府軍と反政府勢力との武力衝突が起きたなど厳しい治安情勢が続く。内戦状態が「シェフサイド（民族大量虐殺）」に発展する恐れを、国連が度々警告する状況だ。

紛争当事者間で停戦合意が成立

していること、というPKO参加

五原則のうち最も重要な原則が破

られたことを意味する。武力衝突

が起きた時点で直ちに撤収を決断

すべきではなかったのか。

政府が撤収を検討始めたのは昨年九月だった。現地の部隊からは首都で「戦闘」や停戦地近くで「激しい銃撃戦」が起きたことが日報で報告されていた。

しかし、安倍内閣はその後、昨

年十月までは、派遣期間を五カ

月間延長し、派遺部隊に「駆け付

け警護」と「宿营地の共同防衛」

の任務を与えた。安倍政権が二〇

一五年に成立を遂げた安全保障

関連法で加えられた任務である。

治安情勢の悪化を認識しながら

派遣を継続したのは、強い反対が

あった安保法を既成実験する狙

いからと勘織りたくなる。現地

が報告した「戦闘」を「法的な意

味での戦闘行為はなかった」と言

いつづけ、派遺隊員を危険にさ

ひず行為を断じて許されない。

PKO参加五原則があるのは、

日本国憲法九条が海外での武力の

行使を禁じているためだ。戦後日本

の平和国家の歩みは、国際的な

信頼と経済的繁栄につながった。

この歩みは止めるべきではない。

政府は部隊撤収の一方で、国民

対話や人材育成、食料を含む人道

支援を継続・強化するとも表明

した。南スーダンの安定化に貢献

した。対話をすら姿勢は評価したい。

戦後、魔羅が泣き止上がった日本

の経験や知見を、新しい国造りに生かせるはずだ。専守防衛に徹する平和国家だからこそできる国際貢献を追求すべきである。